

## 令和6年度 税制改正事項（林野関係）の概要

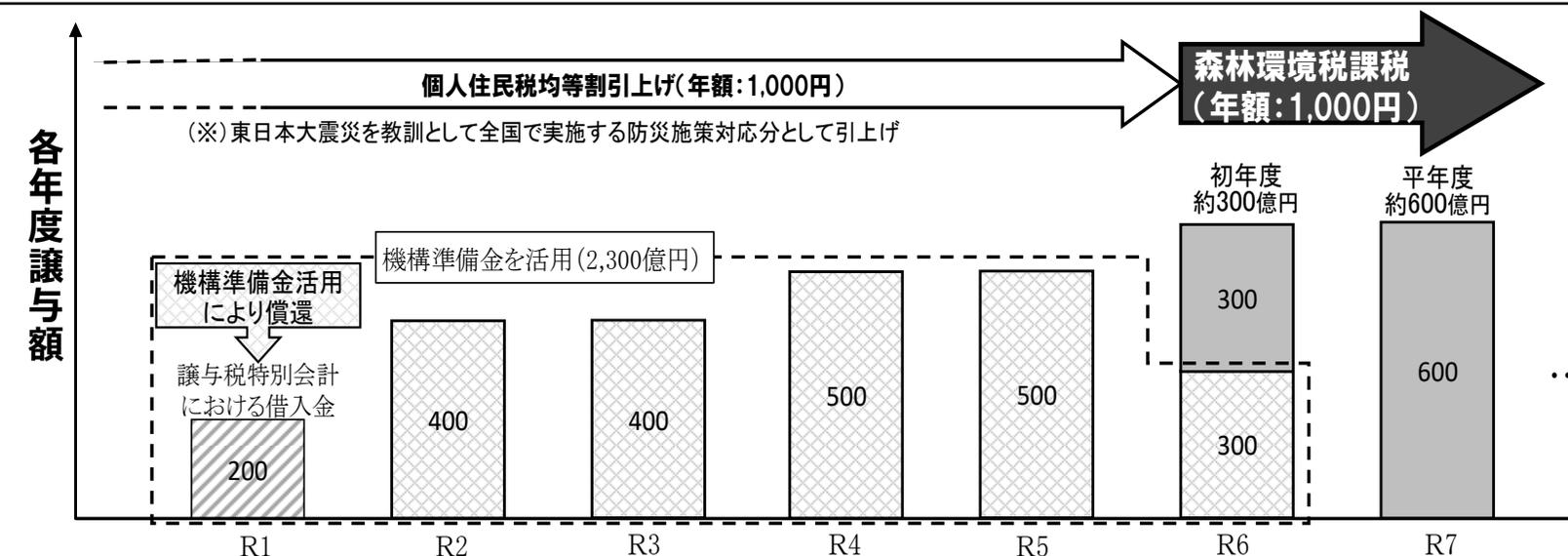
- ① **森林環境譲与税の譲与基準**について、**私有林人工林面積の譲与割合を50→55%、人口の譲与割合を30→25%に見直し**（森林環境譲与税）
- ② **軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長**（軽油引取税）
- ③ **山林所得に係る森林計画特別控除**（収入金額の20%の控除等）の**2年延長**（所得税）
- ④ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の**輸出事業用資産の割増償却の2年延長**（所得税・法人税）
- ⑤ バイオ燃料製造事業者が取得した**バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置**（3年間、1/2控除等）の**2年延長**（固定資産税）
- ⑥ **新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の1年延長**（印紙税）

令和6年2月  
林野庁

# ① 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し

## 【森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準】（現行制度）

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
  - 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
  - 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
- (制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	540	→
(都道府県分)	40	60	→	60	→	60	→

【譲与基準】 (\* ) 令和6年度税制改正で見直し

市町村分	50%(*): 私有林人工林面積
	20% : 林業就業者数
	30%(*): 人口
都道府県分	市町村と同じ基準

(※以下のとおり林野率による補正)

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

## ① 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し

### 【市区町村・都道府県における森林環境譲与税の活用内訳（活用額）】

・ 用途別の内訳をみると、間伐等の森林整備関係に最も多く活用されており、活用額全体に占める森林整備の割合は年々高くなっている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	537億円
うち 間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	320億円
うち 人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	93億円
うち 木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	124億円

※令和5年度（予定）の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの（一部、9月時点で聞き取ったものを含む）。

# ① 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し

## 令和6年度税制改正大綱 (抜粋)

(令和5年12月14日 自由民主党・公明党)

### 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

#### 4. 地域・中小企業の活性化等

##### (4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

### 第二 令和6年度税制改正の具体的内容

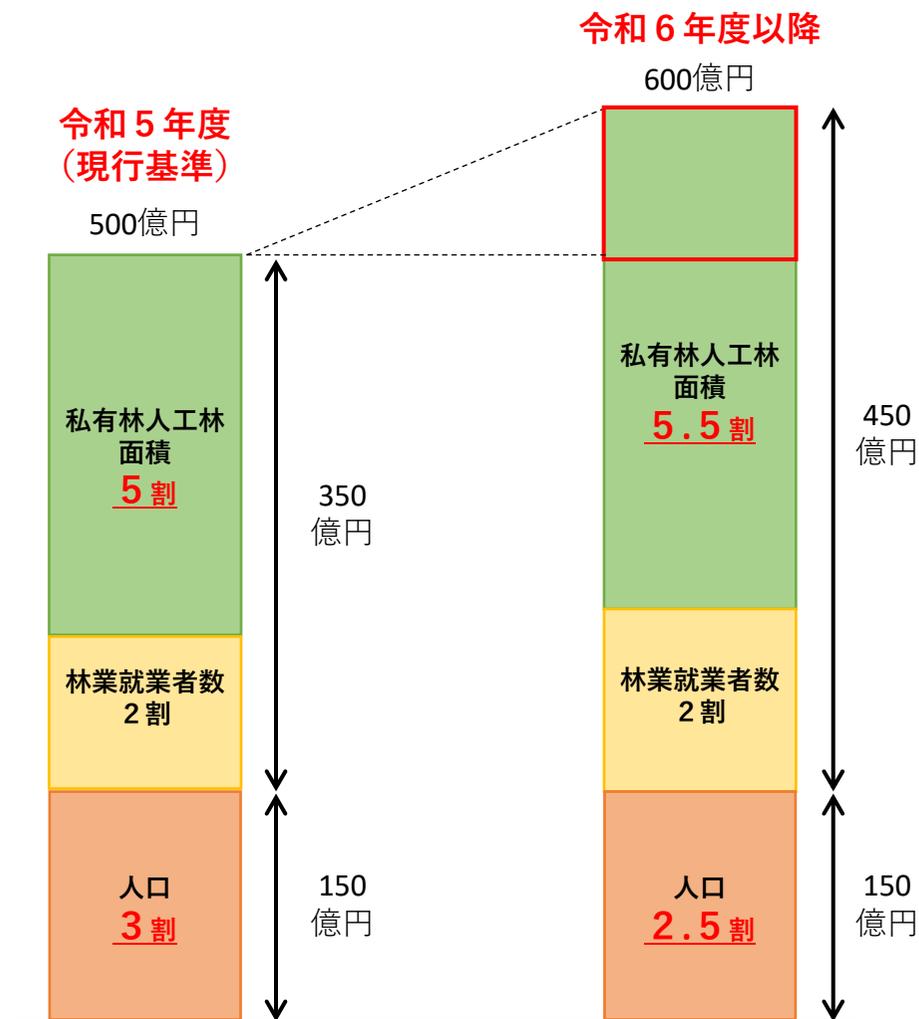
#### 一 個人所得課税

#### 6 その他

(地方税)

〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55 (現行：10分の5) とし、人口の譲与割合を100分の25 (現行：10分の3) とする。



※令和6年度の譲与総額を600億円と仮定した場合

## ② 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長 [軽油引取税]

### 【制度の概要】

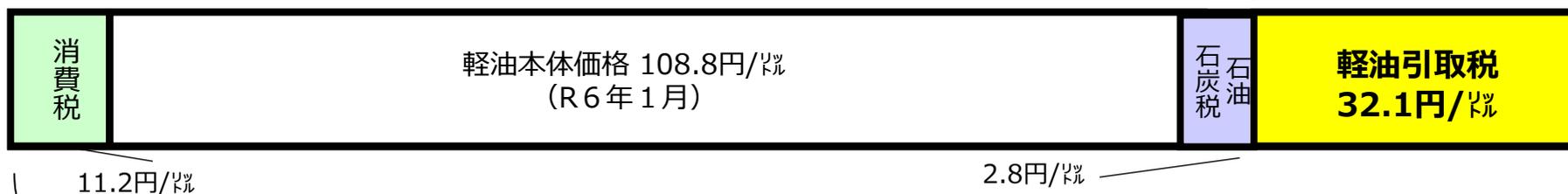
- 林業※1・木材加工業※2・木材市場業・バーク堆肥製造業の事業者が用いる、高性能林業機械や木材の積卸し用のフォークリフト等用の軽油については、都道府県での免税証の交付手続きを経た上で、**軽油引取税(32.1円/ℓ)を免除**。(昭和31年創設)

※1 素材生産業は前年度の素材生産量1,000m<sup>3</sup>以上に限る。

※2 「一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、プレカット製品製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業」の9業種について対象

### 【免税イメージ】

免税証の交付手続きを経た上で免除



### 【免税軽油の対象機械の例】

販売価格 154.9円/ℓ (R6年1月平均) ※ 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」より

①林業：高性能林業機械



ハーベスタ



フォワーダ



フォークリフト



フォークローダ

②木材加工業・木材市場業・堆肥製造業：  
木材の積卸し等に使用する機械

### 【R6税制改正大綱の内容】

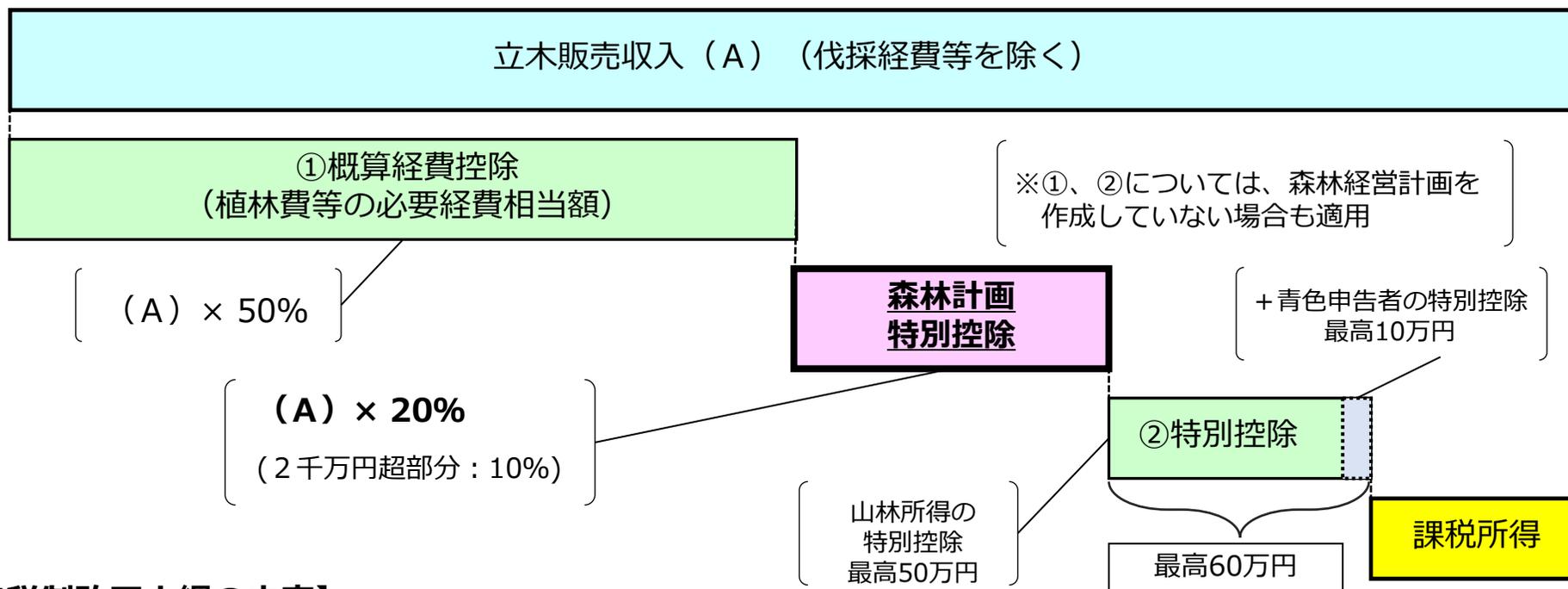
**特例措置の適用期限を3年延長(令和9年3月31日まで)**

### ③ 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長 【所得税】

#### 【特例の概要】

- 個人が所有する森林につき、森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、山林所得の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%（収入金額が2,000万円を超える部分については10%）に相当する金額を森林計画特別控除として控除。（昭和42年創設）

#### 【山林所得の課税所得の計算】



#### 【R6税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を2年延長（令和8年分の山林所得まで）

## ④ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の 輸出事業用資産の割増償却の2年延長 [所得税・法人税]

### 【特例の概要】

○ 輸出促進法に基づく輸出事業計画を策定し、その認定を受けた認定輸出事業者が、策定した輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取引等した場合、当該資産について、

① 機械装置は30%、② 建物及びその附属設備並びに構築物は35% で5年間割増償却が可能。（令和4年創設）

### 【特例の要件】

導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること 等

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

### 【対象資産とその償却率】

対象資産	割増償却率	対象資産の例
機械装置	5年間 30%	製材設備、乾燥設備等
建物及びその附属設備並びに構築物	5年間 35%	加工用施設等

### 【R6税制改正大綱の内容】

対象となる輸出事業用資産から輸出の促進に係る一定の補助金等の交付を受けた資産等を除外した上、その適用期限を2年延長（令和8年3月31日まで）

### 【制度イメージと効果】

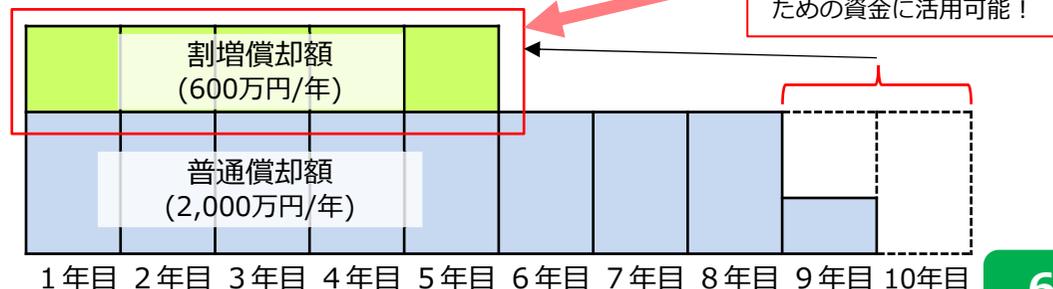
- ・ 機械等を取引した場合、減価償却資産として、その取得価額をその耐用年数にわたって毎年定額又は定率により償却（損金経理）する必要（減価償却制度）
- ・ 割増償却とは、通常の減価償却額に、初年度から数年、取得価額の一定割合を損金として上乗せ・前倒し計上する償却を税務上認める特例制度であり、導入初期の法人税負担を軽くし、キャッシュフローの改善が可能  
（耐用年数期間全体の納税額は変わらない）

（例） 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に  
おいて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が  
可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）=600万円

※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）=139.2万円

→5年間で696万円の法人税が軽減



## ⑤ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間、1/2 控除等）の2年延長〔固定資産税〕

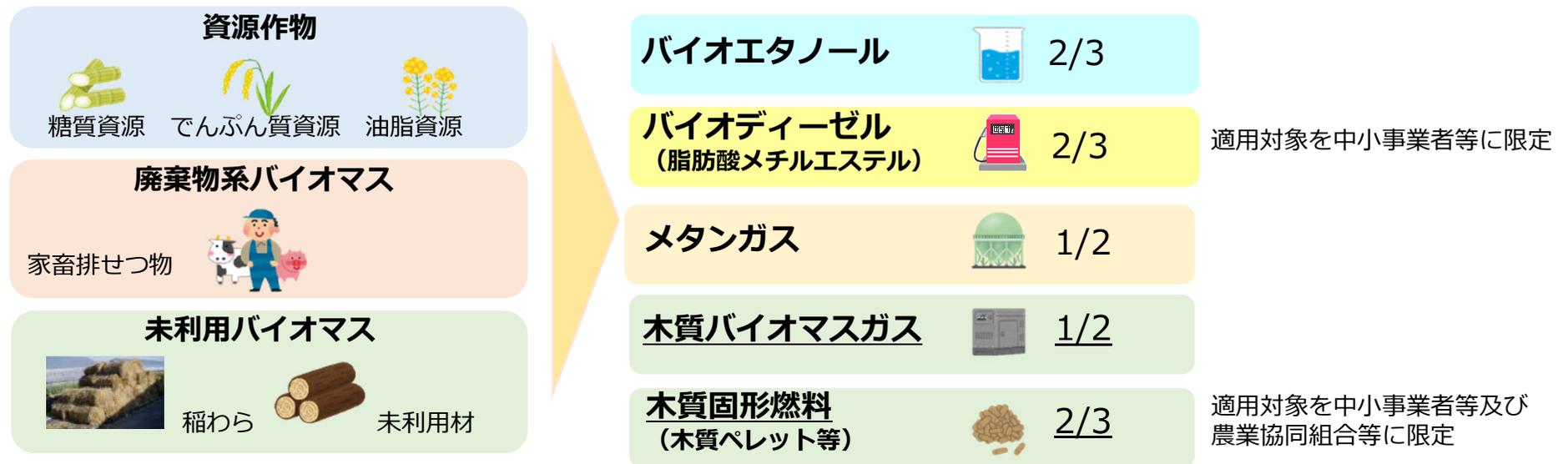
### 【特例の概要（現行）】

- バイオ燃料法に基づく認定計画を受けたバイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準について、取得後3年間、ガス製造設備については2分の1、ガス製造設備以外については3分の2に軽減。（平成20年創設）

（燃料製造設備導入には多額の初期投資を伴うため、導入初期の固定資産税を軽減することにより支援）

#### ◆原料（例）

（課税標準の特例割合）



### 【R6税制改正大綱の内容】

木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の2/3→3/4とした上で、特例措置の適用期限を2年延長（令和8年3月31日まで）

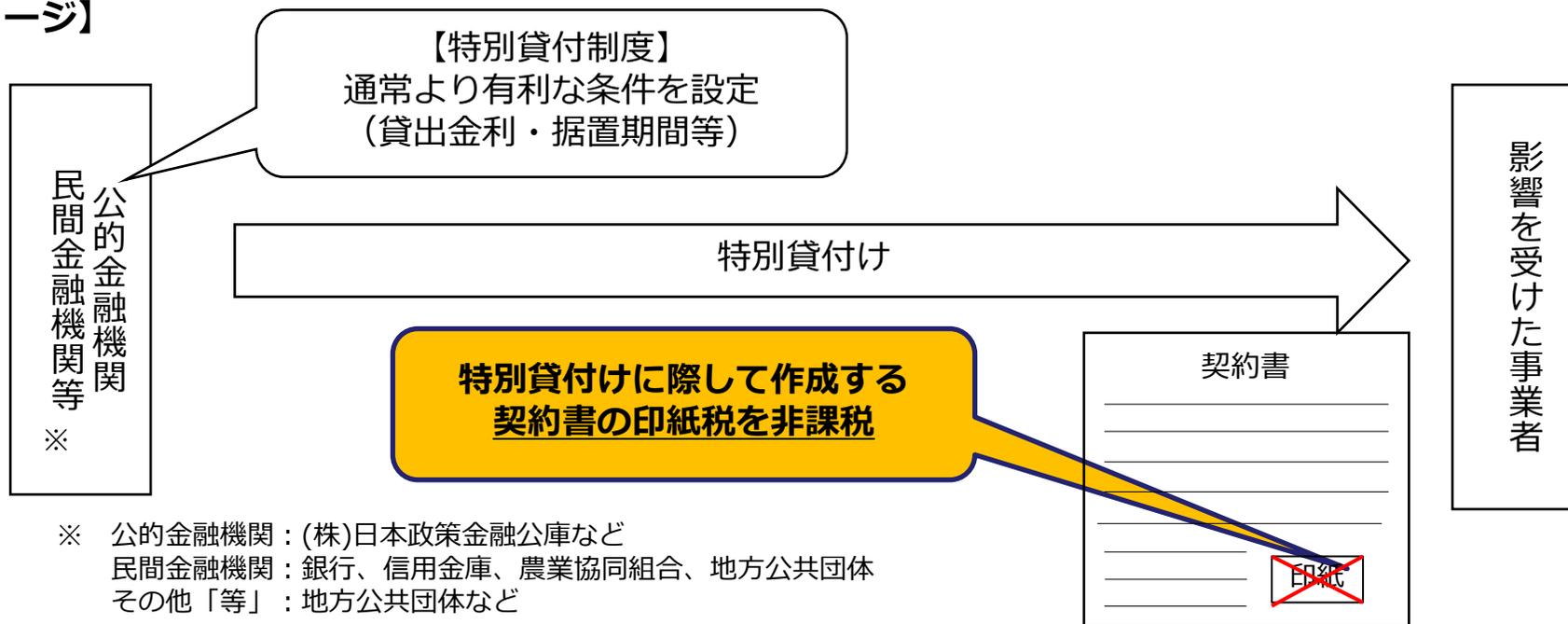
## ⑥ 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長 【印紙税】

### 【特例の概要】

- 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税。（令和2年創設）

【財務省等5府省庁共管】

### 【制度のイメージ】



### 【R6税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を1年延長（令和7年3月31日まで）